

## 25. そうざい製造業

- 通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物、あえ物を製造する営業です。
- または、これらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品（おにぎり、サンドイッチ等）を製造する営業です。
- そうざいには、例えば、衣をつけるなどの加工はされているものの油で揚げていないコロッケ等のように、喫食するには購入者等による最終的な調理が必要な、いわゆるそうざい半製品が含まれます。
- 第15号（食肉製品製造業）、第16号（水産製品製造業）、第22号（豆腐製造業）、第26号（複合型そうざい製造業）、第27号（冷凍食品製造業）、第28号（複合型冷凍食品製造業）に該当するものは除きます。

